

# 令和2年度 公益財団法人大分県スポーツ協会 第4回理事会

## 議事録

場所：大分県教育センター 3階 講堂

日時：令和3年3月23日（火）10：30～

出席者 麻生 益直 工藤 利明 野見山裕治 加藤 寛章 阿部 方  
(20名) 安部 亮 井上 倫明 衛藤 賢 佐藤 彰倫 土谷 忠昭  
藤本 学 牧 和志 後藤 博美 佐藤 好昭 末吉 新治  
竹井 信之 中村 和好 牧野 新吾 真砂 昌史 渡邊 光廣

欠席者 相馬 尊重 松本 悠輝 三好 正昭 足立 達哉 大場 俊二  
(9名) 神志那静清 後藤 修二 杉原 勉 友岡 正春

監事

欠席者 倉掛 賢裕 志賀 一哉  
(2名)

資格確認 渡邊総務部長が出席者理事20名で、定数の過半数であることから、本会定款第36条により、本会が成立することを報告した。

### 1. 開会のことば

渡邊総務部長が開会のことばを述べた。

### 2. あいさつ

公益財団法人大分県スポーツ協会麻生益直会長があいさつを述べた。以下挨拶文。

本日は、第4回理事会を開催しましたところ、皆様方には年度末の大変御多用な中、また、コロナ禍の中、御出席をいただき感謝いたしますとともに、平素から、本県のスポーツ振興並びに本会の諸事業の推進に格別の御支援・御協力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

公益財団法人大分県スポーツ協会として新たなスタートを切った令和2年度も残すところ1週間となりました。この間、昨年4月に緊急事態宣言が発令され、とにかく新型コロナウイルス感染症対策に追われた1年でありました。また、本県では「令和2年7月豪雨」により各地で甚大な被害が発生いたしました。

我々が当たり前だと感じていた日常は、一瞬にして奪われてしまい、日常はいつ戻るのかという不安にかられる日々が今なお続いています。

4月以降、一日でも早くワクチンが普及し、今年こそ東京オリンピック・パラリンピックが開催され、国体をはじめとした各種スポーツ大会が再開されるとともに、スポーツ界に日常が戻ることをただただ祈るばかりです。

このような中、スポーツ協会では、来年度に向けた準備が着々と進んでいます。各専門委

員会では、来年度の事業計画や三重国体に向けた目標等について協議がなされております。競技力の向上はもとより、スポーツ団体におけるガバナンスの強化、総合型地域スポーツクラブの「登録・認証制度」導入に向けた体制整備、スポーツ医科学の一層の推進、さらには感染症対策とスポーツ活動の両立等、各競技団体や関係機関と一層連携し、本県スポーツの振興を図っていきたいと考えております

本日は、来年度の「運営方針・事業計画・収支予算」や「スポーツ団体ガバナンスコードの自己説明・公表内容」などを御審議いただくこととしております。皆様方には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうぞ宜しくお願いいたします。

議長選出 以下、進行の渡邊総務部長の説明

理事会規程第6条では、「理事会の議長は会長がこれにあたる」となっていますので麻生会長に議長をお願いいたします。

また、議事録書名につきましては、定款第37条に、「出席した会長・副会長及び監事は議事録に記名押印する」となっておりますので、その旨よろしくをお願いいたします。

以下、議長による進行。

### 3. 報告事項

- (1) 令和2年度事業報告
- (2) 第76回国民体育大会冬季大会について
- (3) 各種大会成績について
- (4) 賛助会員加入状況について

#### 【報告事項(1)～(4)について】

伊藤事務局長が上記事項について説明。以下説明事項。

それでは、(1) 令和2年度事業報告について説明いたします。レジュメ2ページをお開きください。

第3回理事会以降の主な事業について説明させていただきます。

2ページ、No.7、2月5日、公益財団法人大分県スポーツ協会表彰式を執り行いました。本年度のスポーツ功労者表彰につきましては、新型感染症の影響により、主要大会が中止となったことから、例年より受賞者は減数いたしました。また、「スポーツ優良生徒表彰」については、推薦基準の救済処置もあり、多くの生徒を表彰することができました。

No.10、2月11日に開催予定でありました、第29回大分県スポーツ少年団駅伝交流大会については、開催に向けて慎重に検討を重ねてまいりましたが、新型感染症の感染拡大が続く現状を踏まえ、安心して安全な大会運営を行うことが困難であると判断し、中止いたしました。

最後に、本会内に設置しています専門委員会は、No.11、2月17日に競技力向上委員会、No.15、3月4日に大分県スポーツ少年団常任委員会、No.17、3月11日に第3回スポーツ医科学委員会を開催いたしました。

事業報告につきましては以上でございます。

次に、(2) 第76回国民体育大会冬季大会について説明します。レジュメ3ページをお開きください。

第76回国民体育大会冬季大会スケート競技に、本県から選手1名がエントリーしていましたが、開催地である愛知県に緊急事態宣言が発出されたことから、棄権届けを提出し派遣を取りやめることと致しました。

また、スキー競技会においては、開催することが困難な状況になったことから、競技会の中止が決定されました。

競技会参加得点の取り扱いについては、スケート競技会は、参加申込み後に緊急事態宣言が発令されたため、参加申込県には参加得点10点が付与され、スキー競技会は全日程開催が中止されたため、参加得点を含む全ての成績は空位となります。

第76回国民体育大会冬季大会については以上です。

次に、(3) 各種大会成績についてですが、レジュメ4ページをお開きください。1月12日から3月21日までの成績で、掲載基準は、記載の通りとなります。

大会が徐々に開催されるようになり、3日前には、5ページ掲載のなぎなた競技、第16回全国高等学校なぎなた選抜大会において、大分西高校が女子団体試合で全国優勝するなど多くの選手が入賞いたしました。

その他の成績につきましては資料提供をもって報告とさせていただきます。

各種大会の成績については以上でございます。

次に、(4) 賛助会員加入状況について説明いたします。6ページでございます。

こちらは、3月22日時点の賛助会員加入状況となります。本年度の賛助会費総額は377万円でございます。内訳は、法人会員が92件272万円、個人会員は94件105万円、現時点で目標の400万円には届いておりません。麻生会長始め、理事の皆様方には多方面に協力依頼をしていただき、ここまで会員数を伸ばすことが出来ました。大変ありがとうございました。来年度も引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で報告事項(1)から(4)の説明を終わります。

(麻生議長が報告事項(1)～(4)についての質問を議場に諮ったが、特になかった。)

#### 4. 議事

議案1 令和3年度運営方針及び専門委員会基本方針について

議案2 令和3年度事業計画について

議案3 令和3年度収支予算書について

議案4 スポーツ団体ガバナンスコードの自己説明・公表内容について

#### 【議案1 令和3年度運営方針及び専門委員会基本方針について】

伊藤事務局長が上記事項について説明。以下説明事項。

続きまして7ページをお開きください。まず、大分県スポーツ協会運営方針でございます。「ねらい」は、スポーツを振興し、県民の体力向上とスポーツ精神の養成を通じた心身の健

全な発展を図る。

「基本方針」は、次の1～12までの方針でございます。

次に、重点的取組でございます。

1点目は、「第76回国民体育大会での天皇杯得点1000点の突破に向けた競技力向上対策の推進」でございます。

スポーツ振興の推進力ともいうべき国体での「チーム大分」の活躍は県民の関心も高く、本県のスポーツ振興にとって非常に重要な役割を持つことから、重点的取組とさせていただきます。

関連いたしますので、9ページをお開きください。第76回国民体育大会の目標について説明いたします。

これまで目標については、当年の国体成績や指標大会である各種大会を検証し御提案してまいりました。しかしながら、本年度は、鹿児島国体の延期や全国規模の大会が相次いで中止になったことから、これらの大会結果や戦術分析による結果検証が不十分な状況でありました。そのような状況下でありましたが、過去の得点獲得状況から鑑みても、昨年度からの目標・強化方針を継続し、平成22年の千葉国体以降達成できていない天皇杯得点1000点の目標に向かって、挑戦し続けることが本県の目指すべき姿と考え、第76回三重国体の目標は、「天皇杯得点1000点 超える！～with team oita spirit～」を引き続き目指したいと考えています。

2点目ですが、財政基盤の確立と財務体制の強化でございます。本会は公益法人移行後、毎年赤字決算の状況でございました。このような状況から、平成29年度より加盟団体分担金を増額し、結果昨年度まで3期連続黒字決算となりました。今後も安定的な法人経営は課題として残っておりますので、来年度も引き続き項目に挙げさせていただきました。

次に、本会内の専門委員会の基本方針につきまして説明いたします。8ページをお開きください。競技力向上委員会基本方針でございます。「ねらい」・「基本方針」につきましては、変更点はございません。

次に、「重点的取組」ですが、1つ目は、「大分県競技力向上対策本部と一層連携し、第76回国民体育大会での天皇杯得点1000点の突破に向け活躍が期待される競技を重点強化する」、2つ目は、「スポーツ医科学の積極的な活用する」でございます。本会のスポーツ医科学委員会の専門部会では、競技力向上に向けて優秀指定選手メディカルチェックの事業内容を変更するなど、様々な角度から調査・研究を行っています。この取組をさらに発展させていくことが重要なことから、挙げさせていただきました。

関連しますので、レジュメ10ページの令和3年度スポーツ大分パワーアップ事業について説明いたします。

この事業は、大分県代表選手、代表候補選手、日常の強化拠点の強化事業であり、競技力向上委員会基本方針、重点的取組、第76回国体の目標を受けまして、具体的な強化を実施するものでございます。

1の趣旨を御覧ください。本県選手が国民体育大会をはじめとする全国大会やオリンピックなどの国際大会で活躍することができるよう、競技団体や学校等連携した選手強化を図る。また、スポーツ医科学を活用したサポート体制の充実や、指導者の資質の向上を図り、効果的な競技力向上対策を推進するとなっております。

事業内容につきましては、両カッコの数字で示しております、(1)～(5)の5つで構成しています。

(1) 拠点等強化対策につきましては、本事業の中で最もウエイトの大きなものでございます。①の拠点強化対策及び②の個人強化対策の令和3年度強化指定(案)を、12・13ページに掲載していますので、併せてご覧下さい。

まず、①の拠点強化対策ですが、少年種別の中心である、高校生の重点的強化を図るため、強化費の集中化という観点から、指定ランク・指定費を「最重点」、「重点」、「育成」の3ランクとしております。

競技ごとの指定数もこれまで同様、団体競技では、少年は男女それぞれ2校を原則として、直近の県大会上位2校を指定しています。なお、個人競技については団体競技とは区別し、競技の状況に応じた数を指定しています。今年度は国体を始め、全国大会、九州大会が軒並み中止となり、根拠となる指標大会が開催されなかったことから、指定ランクについては、スライドすることを原則といたしました。また、指定種別を明確化することにより、指定の趣旨の徹底を図るという観点から、男女別の指定としております。

成年の指定は競技ごと、実態に応じた指定数としています。指定ランクについては少年と同様でございます。

次に②の個人強化対策ですが、全国トップレベルの競技力を有し、全国大会で上位入賞が期待される成年・少年選手を指定して、その活動を支援するものでございます。指定ランク・指定費は成年が2ランクで、少年は1ランクとしております。

指定団体数は179チーム、個人指定は、成年指定A12名、B16名、少年7名でございます。

その他の事業内容につきましては、本年度からの変更点はございません。

次に、14ページをお開きください。スポーツ医科学委員会基本方針でございます。「ねらい」、「基本方針」につきまして変更点はございません。

次に、「重点的取組」について説明いたします。

まず、1つ目は、「第76回国民体育大会での天皇杯得点1000点の突破に向け、競技団体とドクター・トレーナー等との連携をより一層図り、本県選手をサポートする」

2つ目は、「スポーツ医科学委員会各専門部会の活動を推進し、医科学における諸問題を解決する」でございます。

次に15ページの大分県スポーツ少年団基本方針でございます。「ねらい」、「基本方針」につきまして変更点はございません。

重点的取組ですが、始めに「大分県スポーツ少年団登録規程に基づき、ハラスメント等の反倫理的行為の撲滅に向けた取組の強化と体制の整備をおこなう」次に、「各種講習会・研修会の内容を充実させることにより、指導者の養成と資質向上をおこなう」でございます。これまで本県において、複数件の体罰事例が発生しており、その取組として、今年度より大分県独自の指導者登録更新制度を導入しました。今後この制度を活用することにより、指導者の資質向上を図り、子どもたちにとって魅力ある少年団活動とするため項目として挙げました。

令和3年度運営方針及び専門委員会基本方針については以上でございます。御審議お願いいたします。

(麻生議長が議案1についての質問を議場に諮ったが、特になかった。)

≪上記の説明を踏まえ、麻生議長が議案1を議場へ諮ったところ全会一致で承認された。≫

【議案2 令和3年度事業計画について】

伊藤事務局長が上記事項について説明。以下説明事項。

16ページをお開きください。令和3年度事業計画でございます。御覧の通り事業が多岐にわたっていますので、抜粋して説明いたします。

3の、国民体育大会及び九州ブロック大会関係ですが、第41回九州ブロック大会は福岡県、第76回国民体育大会本大会は三重県、第77回国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技は栃木県、スキー競技は秋田県での開催となっています。

4の、国民体育大会関係県内会議並びに行事ですが、これまで九州ブロック大会での代表権獲得に向け、夏季・秋季大会とも結団壮行式を7月に開催していましたが、同月から開催される高校九州大会やインターハイなど主要大会に、選手の多くが出場することから、壮行式に出席しづらい状況となっています。先ずは、選手が目の前の大会に集中し、コンディショニングを整えることが重要であると考え、壮行式を取りやめる計画となっています。その代わりに本部役員や競技担当者、事務局職員等が選抜チームの練習会場や各学校をこれまで以上に訪問し、九州ブロック大会に対しての意識を高めるための働きかけを行ってまいります。

国体結団壮行式及び監督会議は9月13日に開催予定でございます。

6の②スポーツ医科学委員会関係ですが、「令和3年度国民体育大会ドーピング防止研修会」につきましては、来年度もYouTube動画配信を予定しております。

17ページ、研修会の上から2行目のスポーツ少年団外傷・障害防止担当者養成講習会につきましては、専門部会で検討いただき、講義はWEB研修、実技は集合研修での開催を予定しています。

同じく、研修会の上から3行目の大分県スポーツ少年団指導者・スタッフ研修会ですが、指導者の資質向上を図る目的として本年に引き続き開催するものでございます。

7のその他本会主催会議の加盟競技団体ガバナンス研修会は、11月6日に開催する予定です。加盟団体役員・指導者、スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブの関係者、並びに本会役員、事務局職員を対象に開催を予定しています。

10の広報事業ですが、現在、本会ホームページをリニューアルし、リアルタイムで関連行事や情報を発信しています。新たな取組としまして、YouTubeチャンネルの開設やInstagramが投稿できるなど、デジタルコンテンツの充実を図り、小学生から利用しやすいホームページとなっています。Instagramに関しては、月間の閲覧数が5千件を超えるなど、一定の効果があったと考えられます。来年度も広く情報発信に努めてまいります。

以上、来年度も多岐にわたり各種事業に取り組むこととしております。一方で、行事に参加される競技団体関係者・教員の負担軽減や、本会職員の時間外勤務の短縮など、働き方改革を推進するための環境整備を引き続き行う必要があります。そのためには、今後も行事の精選を行い、様々な関連行事を見直す必要があると考えています。

事業計画については以上でございます。御審議お願いいたします。

(麻生議長が、議案2についての質問を議場に諮った。)

《上記の説明を踏まえ、麻生議長が議案2を議場へ諮ったところ全会一致で承認された。》

**【議案3 令和3年度収支予算書について】**

伊藤事務局長が上記事項について説明。以下説明事項。

それでは説明いたします。18ページからでございます。

現在、県議会において令和3年度予算について審議中でございますので、本日提示する予算案のうち、県からの補助金につきましては、県議会の議決を前提として提案するものでございます。

本会では会計を「大分県スポーツ振興事業」、「大分県スポーツ少年団事業」、「大分県スポーツ普及・表彰事業」の3事業に加え、事務局運営に関する「法人会計」の、合計4つの会計によって令和3年度の収支予算(案)を編成しています。

19ページ以降に会計ごとの収支予算(案)を示していますが、18ページ右の、A3の概要版を使って説明させていただきます。

表の見方ですが、表の上段が経常収益、いわゆる収入の部です。これらの収入を各会計に振り分けています。振り分けの詳細は事業ごとの収支予算書に記載しています。下段の経常費用が支出の部、収支の差額が3の当期経常増減額となっています。また、一番下のローマ数字Ⅲの正味財産期末残高は、予算通り執行した場合の本会の財産残高を示しています。また、前年度予算額は本年1月に第2次補正予算を編成いたしましたので、その補正予算額を記載しています。なお、表の両端の小さな数字は行数です。

まず、1の経常収益から説明いたします。

12行目、スポーツ協会補助費ですが、予算額は前年度比92万5千円増額の7百20万3千円でございます。増額の内49万5千円につきましては、総合型地域スポーツクラブのアドバイザー配置費用負担分となります。これまでアドバイザー配置に係る費用については、スポーツ振興くじ助成金と日本スポーツ協会の負担でありましたが、令和3年度より、9/10がスポーツ振興くじ助成金、1/10をアドバイザーを配置する都道府県が負担することとなったことにより増額するものです。

14行目、国体参加補助費でございますが、予算額は前年度比1億2千56万1千円増額の1億3千22万5千円でございます。これは、三重国体が開催されることによるものです。

22行目、スポーツ活動継続サポート事業費でございますが、予算額は前年度比150万円減額の0円でございます。これは補助金事業が終了したことによる減額です。

27行目、受取民間助成金でございますが、予算額は前年度比510万2千円増額の510万2千円でございます。これは12行目で御説明いたしました、総合型地域スポーツクラブのアドバイザー配置費用負担分の内、スポーツ振興くじからの助成金4百28万2千円の増額と、スポーツ少年団駅伝交流大会開催に係わるスポーツ振興くじからの助成金82万円の増額によるものです。

28行目、受取負担金でございますが、予算額は前年度比157万円増額の211万2千円でございます。これは、各種大会、講習会が開催されることによるものです。

46行目、スポーツ振興協力金でございますが、予算額は前年度比22万円増額の540万円でございます。こちらは、大分県ゴルフ場経営者協会様より、これまでも本会の貴重な財源として、ゴルフ場利用者から徴収していただいた協力金を、募金していただいています。

来年度について、ゴルフ場経営者協会様より、本会への協力金割合引き下げの申し出があり、募金総額は減額が見込まれますが、今年度補正予算で減額補正したことにより、前年度比は増額となります。

したがって、50行目、経常収益計は、前年度比1億2千887万3千円増額の、2億8千554万8千円でございます。

次に、2の経常費用を説明いたします。

52行目、大分県スポーツ振興事業予算額は、前年度比1億2千142万1千円増額の2億4千283万7千円でございます。これは、61行目の国民体育大会、62行目の九州ブロック大会が開催されることによるものです。

63行目、大分県スポーツ少年団事業予算額は、前年度比511万5千円増額の725万円でございます。これは大分県駅伝交流大会、日独スポーツ少年団同時交流事業を始めとする各種事業が開催されることによるものです。

72行目、スポーツ振興費予算額は、前年度比45万6千円減額の34万6千円でございます。こちらは、公益目的事業として実施しています、「スポーツ医科学研修講座」となります。これまで、本事業は、年間を通じて、競技団体、スポーツ少年団、総合型クラブなど県民に対して広く公募してまいりましたが、競技力との関係性から、競技団体については、県補助金事業である、「スポーツ大分パワーアップ事業」で同内容を推進して参りたいと考え、講座数を減数するものです。

75行目、※印の上記3事業の事業管理費ですが、予算額は前年度比389万4千円増額の2千610万7千円となります。先ほど12行目で御説明いたしました、クラブアドバイザー配置に係る費用増額が主なものでございます。

したがって、78行目、経常費用計は、前年度比1億3千50万7千円増額の、2億8千554万8千円でございます。

次に、84行目、当期経常増減額計ですが、前年度比163万4千円減額の0円で、収支0予算の編成となります。

88行目、正味財産期末残高は、前年度比60万円減額の、3千824万6千990円となっています。

以上で令和3年度予算案の説明を終わります。御審議お願いいたします。

(麻生議長が、議案3についての質問を議場へ諮った。)

《上記の説明を踏まえ、麻生議長が議案3を議場へ諮ったところ全会一致で承認された。》

#### 【議案4 スポーツ団体ガバナンスコードの自己説明・公表内容について】

伊藤事務局長が上記事項について説明。以下説明事項。

それでは、議案4 スポーツ団体ガバナンスコードの自己説明・公表内容について説明いたします。

別冊資料15ページのガバナンスコードをご覧ください。

近年、スポーツ団体におけるガバナンスの機能不全により、様々な不祥事案が生じたり、指導現場における暴力行為等が度々報じられる状況にあります。このためスポーツ庁は、スポーツ団体が適切な組織運営を行う原則・規範として、スポーツ団体ガバナンスコードを令和元年6月に策定しました。これは、単に不祥事案の未然防止にとどまらず、スポーツの

価値が最大限発揮されるよう、その重要な担い手である、スポーツ団体において適正なガバナンスの確保を図ることを目的とされています。

ガバナンスコードの対象団体は、特に高いガバナンスの確保が求められる「中央競技団体向け」と中央競技団体に該当しないスポーツ団体の「一般スポーツ団体向け」の2層構造となっています。

都道府県スポーツ協会は、日本スポーツ協会加盟団体規定第12条により、「中央競技団体向け」を適用することとなっています。

中央競技団体向けのガバナンスコードについては、高いレベルのガバナンスを確保する観点から、13の原則で構成されています。

一部ご紹介しますと、資料22ページにあります原則2「適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである」とあり、その中身は、外部理事の割合を25%以上、女性理事の割合を40%以上とする目標を立てた上で、目標達成に向け、具体的な取り組みを示す内容や、アスリート委員会の設置、理事による強権的・独占的な運営を防ぐため、競技団体に対して理事の在任期間を原則連続10年までとするなどの内容となっています。

続いて24ページにあります、原則9「通報制度を構築すべきである」とあり、パワハラや暴力に対応するため、弁護士などを中心とした通報制度の整備も含まれています。

続いて、自己説明・公表について御説明いたします。

同じく、別冊資料1ページをお開き下さい。日本スポーツ協会より自己説明・公表についての依頼文です。

日本スポーツ協会加盟団体規程第12条により、ガバナンスコードの遵守状況について自己説明及び公表を年1回実施しなければならない」と定められています。

具体的な手順は、中央競技団体向けスポーツ団体ガバナンスコードの中から日本スポーツ協会が指定する17項目の遵守状況を、指定書式により自己説明を行い、令和3年3月末までに自身のホームページで公表する事となっています。

また、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ・インテグリティ推進事業により、福岡県弁護士会の田中恵祐（たなかけいすけ）氏を本会まで派遣していただき、指定17項目について指導していただきました。

本日は指定17項目の内容について御審議下さいますようお願い致します。

レジュメの23ページをお開き下さい。

始めに、項目番号No.1、[原則1](1)組織運営に関する中長期基本計画について、自己説明<ア>では、平成29年度に策定した中期経営計画を本会ホームページで公表している。<イ>では、長期計画に類するものは、現在策定していない。<ウ>では、今後、現在の中長期経営計画の見直しと併せ、中長期基本計画の策定・公表を目指す。

No.2、[原則3](1)団体及び役職員等が法令を遵守するための規程に関する整備について、自己説明<ア>では、役職員については、本協会役員等及び職員倫理規程第3条及び第4条で記載し、同規程第5条で、違反に関する内容を定めている。

No.3、[原則3](2)①一般的な規程を整備しているかについて、自己説明では、定款をはじめ、各種規程を整備している。

No.4、[原則3](2)②業務に関する規程を整備しているかについて、自己説明では、各種規程を整備している。

No.5、[原則3](2)③役職員の報酬等に関する規程を整備しているかについて、自己説明では、理事、監事は報酬等支給基準規程、職員の給与については、就業規程を整備してい

る。

No.6, [原則3] (2) ④財産に関する規程を整備しているかについて、自己説明では、定款第4章「会計」において定めている他、各種規程を整備している。

24ページ、No.7, [原則3] (2) ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているかについて、自己説明<ア>では、定款第7条並びに加盟団体規程第4条において、<イ>では、スポーツ少年団設置規程第6条並びに大分県スポーツ少年団登録規定において、<ウ>では、賛助会員規程において定めている。

No.8, [原則3] (3) 代表選手の選考、その他選手の権利保護に関する規程の整備について、自己説明<ア>では、代表選手の選考に関しては、選手選考規程は作成していないものの、倫理に関するガイドラインにおいて、公平かつ透明性ある選考を行うことを定めており、当該定め の遵守状況を監督しながら必要な対応を行っている。<イ>では、国民体育大会開催基準要項細則及び参加資格に照合の上、選考(案)を作成し、業務執行理事の承認を得た上で、参加申込を行っている。<ウ>では、倫理に関するガイドラインにより、指導的立場にある者と競技者との関係のあり方や代表選手選考などに関し、加盟団体に適切な対応を求めている。

No.9, [原則5] (1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施することについて、自己説明では、役職員のみは実施していないが、ガバナンス研修会への参加対象とし、コンプライアンス教育を実施している。今後、外部団体開催の研修会の中に資するものがあれば、その活用を検討していく。

No.10, [原則5] (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施することについて、自己説明<ア>では、県スポーツ指導者研修会において内容を取り上げている。<イ>では、国民体育大会等の監督会議において、アンチ・ドーピングに向けた情報提供ほか、研修会を実施している。

No.11, [原則6] (2) 財務・経理の処理、公正な会計原則の遵守について、自己説明<ア>では、経理規程を整備している。<イ>では、税理士事務所との顧問契約により、定期的な監査や専門的な助言を得て、会計原則を遵守する体制を確立している。<ウ>では、本会監事には、会計処理の専門性の高い税理士を配置しており、会計業務のみならず全般に係る監査を受けている。

25ページ、No.12, [原則6] (3) 国庫補助金等の利用に関しての、法令、ガイドライン等の遵守について、自己説明<ア>では、適切な処理と、助成団体による監査を受けている。<イ>では、役員等及び職員倫理規程第4条第4項において、補助金等の経理処理に対しての不正行為を禁じている。

No.13, [原則7] (1) 財務情報等の開示について、自己説明<ア>では、法令で定められている法定備置書類を事務所に常備しており、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。<イ>では、事業報告・決算報告書をはじめ、定款などをホームページで開示している。

No.14, [原則7] (2) ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示することについて、自己説明<ア>では、選手選考基準を含む選手選考に関する情報は開示していない。<イ>では、各競技団体における選手選考基準などを、今後ホームページで公表する予定。

No.15, [原則7] (2) ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示することについて、自己説明では、本協会のガバナンスコード遵守状況について、理事会後ホームページで公開する。

No.16, [原則13] (1) 加盟団体及び関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、

組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うことについて、自己説明<ア>では、定款第8条第2項に明記している。<イ>では、加盟団体規程第6条、第7条に明記し、権限関係を明確にしている。<ウ>では、各加盟団体の役員等について掌握するとともに、事務局長会議などにおいて情報交換ができる機会を設けているほか、年2回のヒアリングを実施している。

No.17, [原則13] (2) 加盟団体及び関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援について、自己説明<ア>では、各加盟団体について掌握するとともに、評議員会などにおいて情報提供を行っている。<イ>では、ガバナンスに関する研修会の実施、コンプライアンスに関する訪問調査を行い、団体の運営に対する支援を行っている。

以上、スポーツ団体ガバナンスコードの自己説明・公表内容の説明となります。御審議お願いいたします。

(麻生議長が議案4についての質問を議場に諮ったが、特になかった。)

≪上記の説明を踏まえ、麻生議長が議案4を議場へ諮ったところ全会一致で承認された。≫

## 5. その他

### (1) 役員改選に伴う関係書類の提出について

#### 【その他(1) 役員改選に伴う関係書類の提出について】

伊藤事務局長が上記事項について説明。以下説明事項。

レジュメ26ページを御覧ください。役員改選について説明いたします。役員任期は定款第28条により2年となっており、令和3年度は改選期となります。

今後のスケジュールですが、本日午後開催されます臨時評議員会の中で、競技団体・地域スポーツ団体・学校体育団体から理事及び監事を推薦していただきます。

4月27日開催予定の臨時理事会において、学識経験者区分の理事候補を推薦していただきます。この臨時理事会につきましては、現理事の皆様方に御出席していただき、開催するものですが、書面決議によって学識経験者区分の推薦を議決していただければと考えております。

4月30日開催予定の役員等推薦委員会で3月23日開催の臨時評議員会と、4月27日開催予定の臨時理事会から推薦された新理事・新監事候補を審議し、臨時評議員会に付議いたします。

5月12日開催予定の令和3年度臨時評議員会で、新理事・新監事を選任いたします。

5月12日開催予定の令和3年度第1回理事会で、会長・副会長の代表理事と専務理事・常務理事の業務執行理事を役員として選定いたします。

本来ですと、5月26日開催予定である定時評議員会の終結するまでが現役員任期となりますが、本会の業務を円滑に行うために、ただ今御説明いたしましたスケジュール並びに辞任に伴う提出書類について御理解、御協力下さいますようお願い申し上げます。

以上で役員改選についての説明を終わります。

(麻生議長がその他(1)についての質問を議場に諮ったが、特になかった。)

6. 閉会のことば

渡邊総務部長が閉会のことばを述べた。

令和3年3月23日

会 長      麻 生 益 直

副会長      工 藤 利 明

副会長      野見山 裕 治